

4月から「第二次小樽市観光基本計画」がスタートします

観光都市としての発展を目指し策定した小樽市観光基本計画「新・いいふりこき宣言」から10年。現在は外国人観光客の増加など小樽市を訪れる観光客層は大きく変化しています。そこで今回は、これまでの傾向や課題などを踏まえ、今後10年における観光振興の指針となる新たな観光基本計画を策定しましたので、その概要をお知らせします。

小樽市観光基本計画とは

小樽市の施策の考え方や進め方、取り組みなどについては、「第6次小樽市総合計画」で定められており、その観光部門の基本計画に位置付けられるのが『小樽市観光基本計画』です。

「第二次小樽市観光基本計画」は、平成18年に定められた小樽市観光基本計画を引き継ぎ、今後10年間の観光振興の指針として策定したもので

今回の計画は、一般公募や学識経験者、市内関係団体および関係行政機関から選出された委員16人で構成された策定委員会を28年4月に設置し、計画の内容等について議論を重ね、ワークショップを開催するなどして出された意見をまとめた提言書を基に策定しました（概要については下の囲みを参照）。

市では、今後もこの計画に沿って取り組みを進め、積極的に観光振興を図っていきます。

◆お問い合わせは、観光振興室へどうぞ。
FAX③7432267、
室③4111内線267、
7、

「第二次小樽市観光基本計画」の概要

○小樽観光の目指すべき姿

今後10年の小樽観光発展のため、小樽独自の歴史や文化に裏打ちされた奥深さこそが「ホンモノ」の小樽である、ということを柱に据え、観光客と市民が触れ合い、新しい発見があり、また来たいと思える街を目指します。

○小樽観光の課題

- 「観光資源」：小樽市内の歴史的建造物をはじめとする遺産はもちろん、市民生活を根底にした風習・伝統・市場・食など、市内に潜在する「ホンモノ」について、観光資源として認識し、掘り起こし、磨き上げ、国内外に訴求することが必要です。
- 「受入態勢」：繁忙期において宿泊部屋が不足する状況が見受けられる中、宿泊施設や観光客を受け入れるハード面の整備が不足していることへの対応などが必要です。また、おもてなしの意識や、サービスの質・量の向上も必要です。
- 「滞在時間」：ここ数年、観光入込客数は増えているものの宿泊率は伸びておらず、観光入込客数に対する宿泊者の割合は低い状況です。また、日帰り客は小樽運河周辺など一部の観光スポットのみの立ち寄りにとどまり、滞在時間が短いことも課題として挙げられます。
- 「情報発信」：小樽の数多くの魅力的な観光資源や、四季折々の魅力や多彩なイベントに加え、札幌圏へのアクセスや市内の交通システムが充実していることなど、せっかくの小樽が持つ強みについての情報提供が十分とは言えません。

○方向性と主要施策

方向性	主要施策
【小樽の魅力を深める～独自性を生かした魅力発掘で、多様化するニーズに対応する取組】 小樽には有形無形の数多くの観光資源が街全体に点在しています。このような素材を大切に守りながら、保全や活用の方法を探り、小樽観光の新たなコンテンツ候補として掘り起こしを進めていきます。そして、その魅力を存分に生かした「非日常」感あふれる体験プログラムを構築し『見る観光』から『体験する観光』への変革を図り、奥の深い小樽の魅力を新たな切り口で訴求します。	<ul style="list-style-type: none">・歴史・文化・芸術の体験プログラムの構築・小樽に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘など
【小樽の魅力を広げる～点在する資源を『面』として活用する、広域連携による取組】 今後の観光振興において、広域連携は不可欠な要素です。小樽地域内での連携により観光振興体制を強化するほか、後志圏域などと連携した広域な観光ルートづくりを目指しつつ、小樽の魅力を『点の魅力』から『面の魅力』へと伸展させていきます。	<ul style="list-style-type: none">・地域DMO(※)構築を視野に入れたアプローチ・広域的な観光圏の形成
【小樽の魅力を共有する～市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する取組】 市民の皆さんに対して、観光情報やホスピタリティの在り方を一方的に周知するだけでなく、外国人旅行者の国別の習慣や文化の違い、わが街小樽の歴史や文化など、これまでになかった情報を積極的に提供し、小樽に一層愛着が持てるよう働きかけます。また、外国人観光客に対して日本におけるマナーやルールを伝えています。市民の皆さんのが主役の観光地として、観光客と日常的に交流し、共に地域の魅力を共有できる成熟した観光地を目指します。	<ul style="list-style-type: none">・外国人観光客との相互理解・観光への意識を高める活動の推進など

当計画書は、観光振興室またはホームページからも入手できます。

※「地域DMO」：市の区域において観光地経営の視点に立ち、かじ取り役として地域と協同しながら観光地域づくりを行う法人。

□詳細 観光振興室③4111内線267、FAX③7432